

社員 1 名で作る合同会社の 定款作成の手引き

行政書士ひらいし事務所

合同会社〇〇〇〇 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、合同会社〇〇〇〇と称する。

会社名を記載します。
同一住所に同じ商号の会社が存在する場合には設立の登記をすることができません。
そのような会社が存在しないことを必ず確認してください。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 〇〇の製造販売
- 〇〇の売買
- 前各号に附帯又は関連する一切の事業

会社の事業目的（事業の内容）を記載します。
目的を増やしたり減らした場合は、項番も振り直します。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇県〇市に置く。

会社の住所を市町村名まで記載します。本店の所在地には最小行政区画まで記載すればOKです。
最小行政区画とは、市町村（東京都の特別区を含みます）を言います。例えば「東京都千代田区」や「神奈川県横浜市」、「神奈川県愛甲郡愛川町」などです。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員及び出資

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第5条 社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

1. 金〇〇万円 〇県〇市〇町〇番〇号

有限責任社員 〇〇〇〇

社員となる人の出資額、住所、氏名を記載します。

住所と氏名は、印鑑証明書のとおりに記載します。

(持分の譲渡)

第6条 社員は、他の社員全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

第3章 業務の執行及び会社の代表

(業務執行社員)

第7条 社員〇〇〇〇を業務執行社員とし、当会社の業務を執行するものとする。

(代表社員)

第8条 当会社の代表社員は、〇〇〇〇とする。

社員となる人の氏名を記載します。

氏名は、印鑑証明書のとおりに記載します。

第4章 社員の加入及び退社

(加入)

第9条 新たな社員を加入させるには、総社員の同意を要する。

(社員の相続及び合併)

第10条 社員が死亡し又は合併により消滅した場合には、当該社員の相続人その

他の一般承継人は、当該社員の持分を承継して社員となることができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第11条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

事業年度を記載します。

事業年度の終わりの月が2月の場合は、2月末日と記載します。

(計算書類の承認)

第12条 業務執行社員は、各事業年度終了日から3カ月以内に計算書類を作成し、総社員の承認を求めなければならない。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第13条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和〇年3月31日までとする。

会社設立1年目の事業年度を記載します。年は翌年です。

事業年度の終わりの月が2月の場合は、2月末日と記載します。

(定款に定めがない事項)

第14条 この定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、合同会社〇〇〇〇設立のため、社員〇〇〇〇の定款作成代理人である行政書士〇〇〇〇は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

会社名と社員の氏名を記載します。

令和〇年〇月〇日

有限責任社員 ○○○○

社員の氏名を記載します。

上記社員の定款作成代理人 行政書士 ○○○○

会社の事業目的についての補足

1. 法務局での事業目的の確認について

事業目的の記載内容に問題がある場合、登記申請を受け付けてもらえないことがあります。

事業目的に問題があり登記申請を受け付けてもらえないと、定款を作成し直さなければなりません。そうすると、時間と費用が余計に掛かってしまいます。

そうならないためにも、事業目的が決まったら本店所在地を管轄する法務局（登記所）で確認してもらうことをお勧めします。

確認する方法については、管轄の法務局にお問い合わせください。

2. 行政庁での事業目的の確認について

許認可等が必要な事業を行なう場合には、管轄の行政庁に目的の書き方について確認を取ってください。

適切な目的でないと、許認可等を受けられなかったり、事業目的の変更を求められることがあります。

事業目的の変更をするには定款の変更と法務局での目的変更の登記が必要です。

そうならないためにも、事業目的について行政庁に確認してもらうことをお勧めします。

これらの事業目的の確認は絶対に必要というわけではありません。

しかし、登記申請が通らなかったり、許認可等を受けられなかった場合でも、当事務所では一切責任を負いません。